

横福指第 35 号
令和 2 年 5 月 28 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後の対応について（通知）

緊急事態宣言期間中には感染拡大防止のため、特段の御配慮、御尽力をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、国の緊急事態宣言が解除されましたが、依然として新型コロナウイルス感染症は終息していない状況です。

つきましては、本年 6 月 1 日以降も当分の間、下記の対応を継続いたします。引き続き、感染予防対策に御留意いただきながら、サービス提供体制を確保していただきますようお願いいたします。

記

- 1 国から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（最新は第 7 報）については、本市においてもこれに準じた取扱いをします。

臨時的な取扱いの終了時期は現時点では未定ですが、終了する場合には、通常の体制へ戻る準備期間を考慮の上、適切な時期にお知らせします。

- 2 今後も、感染の再拡大によりやむを得ず休業することとなった場合は、事前に市への報告をお願いします。

事務担当

横須賀市福祉部指導監査課指導監査第 3 係
電話 046 (822) 8411